# 鳥取県公報

令和８年 11 月 20 日（金）
第９８４１号

毎週火・金曜日発行


## 目　　次


◇ **告　　示**　県道の区域の変更（710）（道路企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
県道の供用の開始（711）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
水防法による高潮浸水想定区域の指定等（712）（河川課）・・・・・・・・・・・・・・・2
土地改良区の役員の退任（713）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・・・・・・3

◇ **公安告示**　乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意（２）（交通企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

◇ **調達公告**　随意契約の相手方の決定（２件）（美術館）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

# 告　　示

**鳥取県告示第710号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和８年11月20日から２週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和８年11月20日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

| 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 敷地の幅員（メートル） | 敷地の延長（メートル） |
|---|---|---|---|---|
| 若桜下三河線 | 変更前 | 八頭郡若桜町大字岩屋堂字スミ田118－７地先から同大字字柿ヶ原230－１地先まで | 11.0～51.0 | 359.0 |
| | | 八頭郡若桜町大字岩屋堂字スミ田116－３地先から同大字字柿ヶ原526地先まで | 5.0～43.0 | 415.0 |
| | | 八頭郡若桜町大字岩屋堂字屋敷廻208－３地先から同大字字ウヘノ山458－１地先まで | 5.0～17.0 | 176.0 |
| | 変更後 | 八頭郡若桜町大字岩屋堂字スミ田121－３地先から同大字字柿ヶ原243－５地先まで | 8.7～51.3 | 432.0 |
| | | 八頭郡若桜町大字岩屋堂字スミ田111－10地先から同大字字柿ヶ原243－１地先まで | 5.1～42.2 | 395.0 |
| | | 八頭郡若桜町大字岩屋堂字屋敷廻209－１地先から同字176－６地先まで | 5.2～11.8 | 171.0 |

**鳥取県告示第711号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和８年11月20日から２週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和８年11月20日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

| 路線名 | 区間 | 供用開始の期日 |
|---|---|---|
| 若桜下三河線 | 八頭郡若桜町大字岩屋堂字スミ田121－３地先から同大字字柿ヶ原243－５地先まで | 令和８年11月23日 |
| | 八頭郡若桜町大字岩屋堂字スミ田111－10地先から同大字字柿ヶ原243－１地先まで | 〃 |
| | 八頭郡若桜町大字岩屋堂字屋敷廻209－１地先から同字176－６地先まで | 〃 |

**鳥取県告示第712号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条の３第１項の規定に基づく高潮浸水想定区域を指定したので、同条第３項の規定により当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間を次のとおり公表する。

令和８年11月20日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

１　高潮浸水想定区域

鳥取市、米子市、境港市、岩美町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町、大山町及び日吉津村の区域（次の図に示す部分に限る。）

２　浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、鳥取県県土整備部河川港湾局河川課、鳥取県土整備事務所、八頭県土整備事務所、中部総合事務所県土整備局、西部総合事務所米子県土整備局及び日野振興センター日野県土整備局に備え置いて縦覧に供する。）

---

**鳥取県告示第713号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和８年11月20日

鳥取県中部総合事務所長　木　　本　　美　　喜

退任した役員の氏名及び住所

理　事　前　田　智　章　　東伯郡琴浦町大字出上15－31

令和８年10月31日退任

---

# 公 安 委 員 会 告 示

**鳥取県公安委員会告示第２号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第２項第２号の規定により、鳥取市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和８年11月20日

鳥取県公安委員会委員長　笠　　田　　直　　樹

１　合意した者

（１）　日ノ丸自動車株式会社

（２）　鳥取県公安委員会

（３）　鳥取市長

（４）　中国運輸局長

２　一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称

| 通番 | 停留所名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 1 | 河原（下り） | 鳥取市河原町河原48－９先 |

３　２に掲げる停留所に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

鳥取市が道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第２号に規定する自家用有償旅客運送の用に供するもの

４　道路又は交通の状況により支障がないようにするため必要と認める事項

２に掲げる停留所における３に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車は、３に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等に係る運行時間内に限るものとする。

５　合意をした期日

令和８年10月26日

---

# 調　　達　　公　　告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年11月20日

鳥取県地域社会振興部美術館長　尾　　﨑　　信 一 郎

| | |
|---|---|
| １　調達件名及び数量 | 美術作品購入（Ｆｌｙ　Ｐｉｅｃｅ（オノ・ヨーコ））　一式 |
| ２　契約方式 | 随意契約 |
| ３　随意契約の相手方を決定した日 | 令和８年10月４日 |
| ４　契約の相手方の名称及び所在地 | 小山登美夫ギャラリー株式会社<br>東京都港区六本木６－５－24 |
| ５　契約金額 | 46,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| ６　随意契約による理由 | 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するものを調達するものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第１項第１号） |
| ７　契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県地域社会振興部美術館<br>倉吉市駄経寺町二丁目３－12 |

---

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年11月20日

鳥取県地域社会振興部美術館長　尾　　﨑　　信 一 郎

| | |
|---|---|
| １　調達件名及び数量 | 美術作品購入（冬の本（舟越　桂））　一式 |
| ２　契約方式 | 随意契約 |
| ３　随意契約の相手方を決定した日 | 令和８年10月４日 |
| ４　契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社アート・マスター・キー<br>東京都中央区日本橋二丁目10－８ |
| ５　契約金額 | 46,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| ６　随意契約による理由 | 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するものを調達するものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第１項第１号） |
| ７　契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県地域社会振興部美術館<br>倉吉市駄経寺町二丁目３－12 |